

# 第1回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成21年6月6日(土) 午前10時～午後0時20分

場 所：燕市吉田公民館 3階 講堂

## 出席者

市民委員：赤羽委員、池田委員、市川委員、今井委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、川瀬委員、小林(正)委員、小林(由)委員、清水委員、下村委員、竹井委員、田邊委員、中村委員、早川委員、藤森委員、安田委員、山田委員、鷺澤委員（計23名）  
（欠席2名 斎藤委員、本間委員）

職員委員：石村委員、岡田委員、門倉委員、西海知委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、土田委員、富所委員、原田委員、広瀬委員、松本委員、向井委員（計12名）  
（欠席3名 武田委員、服部委員、細貝委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

金子副市長

事務局：企画調整部 菊地部長、企画政策課 南波課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、藤野主事、宮野主事、地域振興課 五十嵐担当主査  
（計9名）

傍聴者：なし

## 次 第

1. 開会	1
2. 委嘱状の交付	1
3. 副市長あいさつ	1
4. 委員・アドバイザー・事務局紹介	2
5. 燕市まちづくり基本条例市民検討会議設置の趣旨等について	4
6. 講演 テーマ 「(仮称)まちづくり基本条例の検討にあたって」 講師 新潟大学大学院実務法学研究科 馬場 健 准教授	6
7. 会議の運営について	12
8. その他	18
9. 閉会	20

## ■1 開会

事務局：

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より燕市まちづくり基本条例市民検討会議第1回会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行を担当いたします、この会議の事務局であります企画調整部企画政策課の宮路と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、ご報告がございます。このたび、燕市まちづくり基本条例市民検討会議の設置に当たり、30名の委員を募集させていただきましたが、募集期間が終了して、ご応募が25名でありました。当初、公募委員30名と市職員10名の40名で、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた検討を進めさせていただく予定でしたが、市職員の若手の皆さんに加わっていただき、公募委員25名と市職員15名の40名で今後の検討を進めさせていただきたいと思っております。

次に、お手元の資料につきましてご確認をお願いします。会議資料につきましては、資料1から資料4につきましては、事前に郵送しておりますが、お手元がない方はお申し出いただきたいと思っております。また、本日、委員の皆さんの名簿を配布しております。ご確認いただき、誤りがある場合は大変申し訳ありませんがお申し出いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ■2 委嘱状の交付

事務局：

次に、委員の皆さんに委嘱状の交付を行います。時間の関係上、代表して名簿の一番上の赤羽様に代表してお渡しさせていただきます。金子副市長が参りましたらご起立いただきまして、委嘱状をお受け取りください。それでは金子副市長、よろしくお願いいたします。

(金子副市長から委嘱状を交付)

事務局：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

## ■3 副市長あいさつ

事務局：

続きまして、金子副市長からごあいさつを申し上げます。

金子副市長：

あらためまして、おはようございます。すっかり夏らしくなって参りまして、市役所は今、クールビズということで、ノーネクタイで失礼させていただきますが、よろしくお願いいたします。

本日、第1回のまちづくり基本条例市民検討会議ということでございます。

先程、司会者からお話のありましたように、このたび、(仮称)まちづくり基本条例の検討にあたり、委員の公募を行わせていただきましたところ、本日ご出席の皆様からご応募いただきまして、大変ありがとうございます。

また、皆様には、常日頃から市政に対し、ご理解とご協力を頂いていることにつきまして、この場をお借りしまして、厚く御礼と感謝を申し上げます。

また、新潟大学の馬場先生におかれましては、昨年度よりまちづくり基本条例のアドバイザーをお引き受けいただき、まちづくりに対する貴重なご意見を数多くいただきましたことに厚く御礼申し上げますとともに、今回もご多忙のところ、よろしくお願いいたします。

本日は、これから皆様方に検討をお願いするまちづくり基本条例について、その組織づくりと

いうことで、若い市職員のメンバーも仲間に入れていただきお集まりいただきました。

燕市は、合併して3年が経過したわけですが、合併前の合併協議会では、色々な制度のすり合わせを行い、それを実施して今日に至っているわけですが。昨年、市民の皆様のご意見やご協力をいただき、燕市の最上位の計画であります総合計画を策定させていただきました。その中では、人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うということが謳われております。また、施策の大きな柱の1つに「市民とともに築くまち」を掲げ、市民と行政の協働のまちづくりを新市の新しいまちづくりの大きな柱としました。市民の誰もがまちづくりの主役であるという自治の本来のあるべき姿に立ちかえりまして、まちづくりの中で、それをはっきりと目に見えた形で実現していきたいと思っております。

この間、100人委員会、あるいは新庁舎建設市民検討委員会など、色々な計画づくりの中に必ず市民の皆様に参加していただいたところがございます。また、昨年度、自由参加のまちづくり基本条例市民学習会を開催させていただきました。本来、条例は自治体がつくり、議会がそれを議決して条例が制定されるわけですが、今回は、条例をつくる過程から市民の皆様に参加していただき、あらゆる方面で、あらゆる立場でまちづくりの議論を積み重ねていただきたいと思っております。

まちづくり基本条例の最も重要なことは、自分達のルールを自分達でつくるということであろうと思っております。そういう意味で皆様から参加していただき、市民の皆様理解される条例をつくりたいと思っております。まちづくり基本条例の先進事例は、全国に数多くありますが、会議を重ねていく中で皆様からまちづくりに対する色々な意見を出していただく、この条例をつくる過程が一番重要なのではないかと考えているところです。

このたび、皆様には、この条例の素案づくりをお願いするわけですが、今後、2箇年にわたり検討を進めていく中で、できるだけ市民の皆様にとって分かりやすい条例をつくっていきたいと思います。委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけすると思いますが、これからの検討過程において活発な議論が行われ、すばらしい条例ができますことを心からご期待申しあげまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：

金子市長は、他の公務のため、大変申し訳ありませんがここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(副市長退席)

#### ■4 委員・アドバイザー・事務局紹介

事務局：

続きまして、委員の皆さんのご紹介を行わせていただきます。なお、本日は、斎藤委員と本間委員から欠席の連絡が入っておりますので、ご報告させていただきます。委員のご紹介は、その場で自己紹介にて、お願いをしたいと思います。

それでは、順にお願いいたします。

(各市民委員、順に自己紹介)

事務局：

ありがとうございました。続きまして、皆さんとともに検討を進めさせていただきます職員委員のご紹介を行わせていただきます。なお、本日は、武田委員、服部委員、細貝委員から欠席の連絡が入っております。

それでは、順に所属と氏名について自己紹介をお願いします。

(各職員委員、順に自己紹介)

事務局：

ありがとうございました。続きまして、燕市でまちづくり基本条例の制定に向けた検討を行うにあたりまして、昨年度からアドバイザーをお願いしております。そのアドバイザーにご就任をいただいております先生をご紹介します。新潟大学大学院実務法学研究科准教授の馬場健先生です。馬場先生は、政治学博士で政治学や行政学を専攻されており、大学では地域の公共的課題の解決方法を探る地域政策論を担当されています。また、新発田市まちづくり基本条例市民提案会、五泉市市民まちづくり会議のアドバイザーなどを務められております。今後、検討して参ります議論のテーマや手法については、アドバイザーをお願いしている馬場先生のご意見を頂きながら、委員の皆さんからも主体的に考えていただきたいと思っております。

それでは、馬場先生より自己紹介をお願いいたします。

(アドバイザー自己紹介)

事務局：

ありがとうございました。次に、事務局職員より自己紹介をさせていただきます。

(事務局、順に自己紹介)

事務局：

よろしく願いいたします。

続きまして、通常、燕市の委員会や審議会であれば、最初の会議で委員長や副委員長を選出させていただくところがございます。今回のまちづくり基本条例市民検討会議は、後ほどご説明いたしますが、ワークショップ形式で検討を進めていくことを予定しております。従いまして、全ての委員の皆さんからワークショップの中で対話しながら、自由に意見をいただきたいという趣旨から、ワークショップで自由に意見を出していただく間は、委員長及び副委員長を置かないで進めさせていただきたいと思っております。ワークショップは、馬場先生に進行をお願いしまして、皆さんから出されたご意見を事務局が整理させていただき、その後、この会議としての意見を決定していく段階で、委員長及び副委員長をご選出いただきたいと考えております。

この点につきましてご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局：

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思っております。また、会議自体は、その間は市長名で開催のご案内を出させていただきたいと考えております。また、ワークショップの進行は、アドバイザーであります馬場先生にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## ■5 燕市まちづくり基本条例市民検討会議設置の趣旨等について

事務局：

続きまして、次の議題に移らせていただきます。議題5の燕市まちづくり基本条例市民検討会議設置の趣旨等について事務局からご説明いたします。

事務局：

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。資料1をご覧ください。

### 1. (仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた、これまでの取り組み経過

初めに、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた、これまでの取り組み経過についてご説明いたします。

まちづくり基本条例の検討の経緯につきましては、先に燕・吉田・分水合併協議会で策定されました、合併後の新市の将来像の実現に向けた基本方針などを定めた「新市建設計画」の中で、真に市民が主人公のまちづくりを築くために、住民自身が地域の自然や景観、住環境を守り、主体的にまちづくりに参加するため、「(仮称)まちづくり条例」を制定することが主要施策として位置付けられております。

また、平成 20 年 3 月に策定いたしました燕市総合計画においても、まちづくりの基本方針の一つに「市民とともに築くまち」を掲げ、「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向け取り組むことが位置付けられております。

こういった経緯から、市では市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すため、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを昨年度からスタートしました。

具体的には、条例の策定に向け、その意義や内容について多くの市民の皆さんに理解を深めていただくため、平成 20 年度をまちづくり基本条例の「学習の年度」と位置付け、自由参加による「まちづくり基本条例市民学習会」を継続して 8 回開催して参りました。

学習会には、延べ人数で 500 人以上の方々からご参加いただきました。これだけ大勢の皆さんから積極的に、また継続してご参加していただきましたことに、大変感謝しております。また、これらの取り組みを多くの市民の皆さんに周知するため、協働のまちづくりかわら版の発行や、平成 20 年度の取り組み成果をまとめたお知らせのチラシを作成し、広報と一緒に全世帯に配布をさせていただきました。

全世帯に配布させていただいたチラシにつきましては、本日同じものを皆さんに配布させていただきました。

今年度は、これまで学習会を通じて皆さんとともに学んで参りました「まちづくり基本条例」について具体的に検討を進めるため、まちづくり基本条例市民検討会議を立ち上げさせていただくことになりました。

## 2.まちづくり基本条例について

続きまして、これから皆さんから検討していただきます、まちづくり基本条例について、少しご説明をさせていただきたいと思っております。資料の 2 番目をご覧ください。

全国のまちづくり基本条例には色々ありますが、基本的な形というものがあります。それがまちづくり基本条例の基本的構成です。

- 1 点目は、まちづくりの基本となる理念や原則、
- 2 点目は、市民、議会、行政といったまちづくりの主体の役割や責務、
- 3 点目は、市民参画や協働の仕組み、
- 4 点目は、市政運営の基本ルール、

この 4 点が、まちづくり基本条例のおおよその基本的な形です。

一例で申し上げますと、情報共有の原則や市民参画と協働の原則、自治体の運営について責任を負う首長や議会の役割、主権者である市民の役割は何か、また審議会の委員の公募制度やパブリックコメント制度、そして行政評価や情報公開といったことを規定するものです。

本日、具体的な先進自治体の条例に規定してある項目を比較した資料と条例本文を参考資料として配布していますので、後でご覧になっていただきたいと思います。綴りに綴ってお配りしてある資料になりますが、量が多いので全部読んでくださいという趣旨のものではありません。後ほど、まちづくり基本条例や自治基本条例とはどういうものなのかという確認のために使っていただきたいと思います。

続きまして、まちづくり基本条例をどのように捉えたら良いのかについて説明します。

燕市らしい地域の特性を活かした、より良いまちづくりを進めていくためには、市内の様々なまちづくりの主体が、お互いに対等なパートナーであることを認め合い、共通のまちづくりの目

標のもとで、それぞれの得意なものを発揮し、ともに連携し、協力しながら協働のまちづくりを進めていくことが重要です。また、新しい燕市のまちづくりにおいて重要なことは、そこに住む一人ひとりが、まちづくりの主体として身近なところから市政運営に参画して、まちづくりを進めていくことが何よりも必要になります。

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定めて、そのルールをまちづくりに関わる全ての人々が共有し、誰もが市政の運営に参加でき、燕市に住み、働き、学び、活動するみんなが、一緒にまちづくりを考え、行動して、より良いまちづくりを進めていくための条例です。

具体的には、まちづくりの担い手である市民の皆さんや様々な団体の皆さんと行政とが、まちづくりを進めていく上で最も大事にしたいことや、これから目指していくまちの姿や目標を定めて、それを共有して、共通の目標に向かってまちづくりを進めていくためのルールを定めるものです。また、市民の皆さんの役割、各団体や事業所の皆さんの役割、それから行政の役割、議会の役割といった役割分担や、それぞれの責務を定めて明確にするとともに、まちづくりに参加するための仕組みや、みんなが生き生き活躍できるためのルールを定めるものです。

まちづくり基本条例とは、言い換えれば、まちを元気にする、住民を幸せにするための道具であると捉えることもできます。

この条例自体には、明確な定義はありません。どういうことを規定するかは、各自治体の判断ということになります。また、この条例は、そのまちに住む人達が自ら考え、共につくり上げることが必要です。更に、まちづくり基本条例で重要なことは、条例の内容がみんなに理解され、自分達のルールであると共感を持って受け入れられることです。

説明では、まちづくり基本条例と申し上げていますが、条例の名称についても決まりはありません。「まちづくり基本条例」でも「自治基本条例」でも結構ですが、市としてどのように考えて、この市民検討会議の委員の皆さんにどのようなお仕事をお願いするのか、本日は明確にさせていただいた上で、今後の具体的な検討に入っていきたいと考えております。この後、説明させていただき内容についてご意見を頂きまして、今後の実際の検討に入っていけるようにしたいと考えております。

### 3.燕市まちづくり基本条例市民検討会議の目的

続きまして、資料の3番目の燕市まちづくり基本条例市民検討会議の目的についてご説明いたします。

まちづくり基本条例は、自治体の憲法と形容されるように極めて重要な条例です。市の条例づくりは、最初の案の部分から職員が検討し、立案するというのがこれまでのやり方でした。

しかし、みんなでまちづくりを進めていくための条例づくりには、その策定のプロセスで市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、できるだけ多くの市民の皆さんに参加していただき、幅広い議論を行うことが必要です。更には、条例の策定過程での情報提供、意見聴取、参加や協働の機会の確保など、条例をつくる過程が最も重要で、その過程こそが「まちづくり」であると言えます。

よって、今回のまちづくり基本条例は、行政だけが検討を行うのではなく、市民の皆さんの参画のもとに条例づくりを行って、条例の素案を市民の方と共につくりたいということです。その結果として、この「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置させていただき、市民の皆さんにお声掛けをして皆さんからご応募をいただき、それに対して市長が委員として委嘱等をさせていただきました。

そして同時に、「市民と行政との協働のまちづくりに関すること」や「(仮称)まちづくり基本条例」に盛り込むべき内容について検討していただき、条例の素案をつくってくださいというお願いをさせていただいたということです。この市民検討会議で十分にご議論をいただき、市長にまちづくり基本条例の素案としてご提言をいただくというのが、この市民検討会議の目的です。

別の資料になりますが、資料 2 として燕市まちづくり基本条例市民検討会議要綱をお配りしてあります。こちらの要綱をご覧ください。その第 2 条に委員会の所掌する事務が掲載されています。続きまして、第 4 条の任期をご覧ください。委員の皆さんの任期につきましては、市民検討会議の皆さんから条例素案を策定していただき、市長へ提言するという作業が大きな目的であることから、この所掌事務が終了する日までとさせていただきます。

#### 4.まちづくり基本条例の背景

続きまして、資料の 4 番目のまちづくり基本条例が、今なぜ全国の自治体でつくられるようになってきたのかということについて掲載してあります。時間の関係で説明は省略させていただきますが、ここに掲載してあります 5 つの考え方が重なり合うことで、まちづくり基本条例が全国の自治体でつくられるようになってきたのだと思います。

以上で、資料 1 に基づきました、燕市まちづくり基本条例市民検討会議の趣旨等についてご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局：

今ほどご説明いたしました内容につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

無いようでしたら、最後にまとめて質問を受け付けさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。よろしくお願い致します。

(休憩)

## ■6 講演

事務局：

再開いたします。続きまして講演に移らせていただきます。講師は、アドバイザーの馬場先生です。本日、馬場先生には、「(仮称)まちづくり基本条例の検討にあたって」というテーマで講演をいただきます。

馬場先生、よろしくお願い致します。

### テーマ 「(仮称)まちづくり基本条例の検討にあたって」

講師 新潟大学大学院実務法学研究科 馬場 健 准教授

あらためまして、おはようございます。今日は、レジュメにありますとおり、「燕市まちづくり基本条例(仮称)を考える視点」というお話をさせていただこうと思っています。この中で、僕の話が何度か聞かれている方もいらっしゃると思いますので、繰り返しの部分もあるかと思いますが重要なポイントがいくつかありますので最初にお話しておきたいと思います。

ここで、名称として(仮称)と挙げた理由は、先ほど事務局からお話があったとおりで、条例の名前については、どういう名前になるか決まっていないということです。検討していくための大枠は、「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」という名称でいかがでしょうかということであって、必ずしもこういう名前にする必要はないということです。更に言えば、皆さんが検討した段階で、この条例の策定を待った方が良いという話が出ないとも限らない。こうなったときには、行政の判断ということになりますが、考えなければいけないということです。

まちづくり基本条例を考えていく上での一番大きなポイントは、基本的に我々、このメンバーに課せられているのは審議会としての役割ということです。審議会としての役割とは、市長に対して意見を具申するということです。1 年くらい前になりますが、新潟日報社から新潟市の審議会についての意見を求められ、新聞に記事が掲載されました。僕は、そのときに「意見が通る」

ということと「意見を言う」ということは違うと言いました。審議会で、自分が言った意見が何でも通るのかといえば、そんなわけではないです。最終的には、我々が選んだ市長が決断をするということです。それでは、ここで議論したことが全く無に帰するのかというと、そんなことはありません。これだけの面々がお集まりいただいて、なお且つこれから1年半なり2年なり時間をかけて検討した内容を全く無駄にするということには、絶対にならないと思います。ただし、細にわたってここで言ったことが全て通るのかと言ったら、それは通らないだろうということです。つまり、まちづくりというものを考えたときに、一番大きなポイントは、まちづくりは誰がやるのかと言えば、主人公は皆さんであることは間違いありませんが、では主人公が言ったことが全て通るのかと言ったら、そういうことにはならないということです。このところは押さえておくべき点であると思います。

では、皆さんがここで議論することの意義は何かと言うと、やはり地域特性であると僕は考えます。僕自身は、新潟の出身ではなくて長野県の南の方の出身で、そこに18年いて、その後、東京に18年いました。現在、新潟に来てから6年目になりますが、まだ新潟のことは分かりません。そうすると、地域の特性を分かっている方しか規定できない内容というものがあるわけで、それを皆さんからここで議論をしていただかなければならないということです。

その典型例としては、今回事務局から資料に掲載していただいた内容で、行政と住民との関係というものです。例えば、東京では町内会・自治会というものは、ほとんど存在していません。その中で行政と住民との関係と言うと、コミュニティというものを再度構築していくということが必要になる。とすると、再度構築していくコミュニティと行政との関係、個人と行政との関係をどう規定していくのか、どう決めていくのかということが課題になってくるわけです。その一方で、燕市の場合であれば、自治会が有効に機能している地域で、それをどういうふうに規定していくのか、また、まちづくり協議会というものをどう規定していくのか、そういう議論は皆さんでしか議論し得ない部分であると思います。一般論では、アドバイザーとして僕は色々なことを申し上げられますが、それ以上のことは僕には言えないということです。そういう部分を委員の皆さんから出していただかなくてはならないということになると思います。それを議論して、行政と住民、住民と自治会、自治会と行政の関係や、更にそれぞれがどういう役割を担うのか整理していくということが必要になると思います。

今回、レジュメをお配りしましたが、そこに記載した内容についてお話しします。まちづくりという言葉を使っていますが、なぜ、まちづくりという言葉を使っているのかということです。自治基本条例という言葉を使っても良いんです。ただし、できれば僕は自治基本条例という言葉を使うのをやめたいと思っています。なぜかと言いますと、自治基本条例と言った段階で、行政法学者から僕は馬鹿にされるのが嫌ということなんです。なぜ馬鹿にされるかと言うと、条例には上下がありません。Aの条例とBの条例を比べたときに、AがBより優位することはないんです。つまり、条例は並列の関係になっているんです。とすると、並列ということがそもそも決まっているにも関わらず、Aの条例がBの条例より偉いと言うこと、自治の基本条例だと言ってしまふこと自体が、論理構成上おかしいということになります。そこで、もう少し別の言葉にしたという気持ちが僕自身にはあります。アドバイザーとしての僕の勝手な考えですので、皆さんがもし、自治基本条例の方が良いというお考えであれば、「自治」でも良いと思います。

では、まちづくりとは何か、自治に言い換えられるとすれば、どういう意味があるのかということで、お配りしたレジュメの1番に掲載しました。まちづくりをどのように捉えるかということです。まちづくりと言うと、都市計画の話であると考えられる場合があります。道路を引くこと、区画整理をすること、開発規制をすること、こういうことも基本的にはまちづくりであると考えられます。ただし、それだけではまちづくりではないのではないかとということです。都市空間を管理していくということなんです。皆さんがお住まいになられるところが都市ではないとおっしゃる方もいます。こういう議論はよくあるんですが、町村部に行って市民の皆さんと言うと、私達は市民ではなく町民ですと言われる方もいます。そういうことを言っているのではないとい



うことなんです。都市空間というのは、別の言い方をすれば、ある地域、人が住んでいる空間をどう管理していくのか、それがまちづくりであるということです。何を建てるかということも重要ですが、どうやってその空間を管理していくのかということが語られなければ、道路ができただけ、公園ができただけ、物ができただけという、ただそれだけの話なんです。では、そもそもそれらをどうやってつくるのか、お金をどうやって出すのか、誰が、どうやって議論するのか、その過程というものやプロセスを決めておかなければ議論にならないわけです。ですから、そういったことも含めて「まちづくり」と言ったらどうかということです。少しややこしい言い方をすれば、「その地域の住民が、その地域の公共的課題を解決していく営為、それ自体」をまちづくりと呼ぼうというように僕は定義しています。従って、いわゆる自治という言葉を使わないでまちづくりと言葉をここで使ってみたということです。

では、条例をどのように捉えるかということです。条例をそれなりに拘束力があるものだと考え、更にルールとしての条例を考えたときに、そのルールをつくるということの意味とは何か、またルールを明示的に書くということの意味とは何かということです。これは、文章に書いていなくても、やらなければならないことをみんなが知っていて、それをみんなが守っているとすると、こういう状態では別にルールをつくる必要はないですよ。わざわざ文章を書く必要はありません。それがレジュメに書いた「共通認識なり共通理解がその社会に存在している状態」のことを言います。この状態では、今ご説明したとおりで、改めて制度化する必要はありません。ただし、社会状況が変化してきて、共通認識というものが見えにくくなった。更には、合併によって共通認識が見えにくくなった。ある地域とある地域では認識が違う。それぞれの考え方を残すのか、残さないのかを含めて議論がなされていないと、燕市としてのまちづくりというものをどう考えるのかと言ったときに、共通認識ができていない、若しくは見えにくいという状態になってくる。そうすると、少なくともどういう認識があるのかを確認する必要がある。行政と住民との関係や、行政と自治会との関係はどうなのか、まずはそういう確認を行う必要がある。そういう意味で、まずどうしたら良いのかという確認を皆さんにさせていただき、議論をしていただくことが重要になります。最初にお話ししたように、そこで上手く確認ができ、かつ、みんなが共通に知っているということであれば、別にそこで文章にする必要はないと思います。でも、もしかするとあやふやになっている部分があるかもしれない。とすれば、その部分を文章で書いておいた方が、住んでいる人達みんなが分かりやすい、更には新しく入って来た人達も分かりやすいだろうと思います。それまで、他の地域に住んでいた人達が入って来たときに、ここにずっと住もうと思っている人達でも、どういうふうにして燕市のまちづくりに関与していったら良いのか、最初は何も分からないわけですよ。それは当たり前ですよ。そういうものをある程度、明示しておく方が良いのかもしれない。更には、現在の共通認識に立って、もっと良くしようとか、もっとこういうことをしてみようとか、そういう目標を立てる上でも制度化、いわゆる文章に書いておくということは、「こうなったら良いね」ということをみんなが共通の理解として有することができるという意味も持つということです。もう一つ利点があつて、共通認識というものは変えるのが非常に難しいんですね。なぜかという、共通認識だから、どうやって変えたら良いかという制度がありません。でも、一度文章にしておけば、共通認識に齟齬が生じたときには、改正手続きを使って、改正ができるわけです。上手くいかなかったときに、変更する、変え方の仕組みも設定できるという、こういう意味でも何らかの形で文章に書いておくということもプラスかもしれません。更に言うならば、制度が人をつくるという側面があります。今まで明示的ではなかったことが制度ができることによって、そこに住んでいる人達やそれを使っていく人達に影響を与えていくということもあり得るわけです。従って、そこにある目標を掲げておくと、その目標に向かってみんなが進んでいく、それは住民の方々だけではなくて行政内部にも影響を与えていくことになります。そういった意味で条例の効用ということをご説明しました。

では、条例の内容はどのようなものか、まちづくり基本条例をどのように捉えるかです。条例の内容はつくり手次第です。だから、どんなレベルで、どのようにつくっても良いんです。ただ

し、法律に違反するようなものは駄目ですが、この地域に合った形でつくるということ。例えば、ある先進自治体が条例に規定したから、それを規定しなければいけないということはありません。新発田市がつくったまちづくり基本条例の内容について、僕の仲の良い同僚と議論したんですが、同僚から「かなり規定ぶりがあいまいで、先進的ではない」と言われました。確かにそのとおりで、新発田市のまちづくり基本条例が全国で最も優れた条例かと言ったら、そんなことはないことは百も承知です。でも、それは新発田市にとって今一番良い、若しくは新発田市にとって8割くらいかもしれないかもしれませんが、とりあえずこういうものを今の基準でつくってみよう、今つくれる範囲でつくってみて、それを運用してみようということだったんです。新発田市で、最初に僕が条例の規定でどうしても入れてほしいと言ったのが、条例を改正する規定です。条例は、4年経ったら改正してください、4年かどうかは別として、とにかくある一定期間が経過したら見直しをしてくださいと、改正するかどうかは別として見直しをする検討会議を立ち上げてくださいと、これだけをお願いしました。この条例を動かしてみたときに、この制度が上手くいかなかったとすると、その部分を変更することもできますし、逆に上手くいっているとすると、もう少し規定を加えてみるということもできるかもしれない。そういうやり方もあると思います。その意味では、最初の条例づくりということから6割程度の出来なのかもしれません。でも、それで十分だと思います。最初から100パーセントの制度を望んでも、物事は上手くいかないと僕は考えていて、新発田市の職員の方も、そこに参加された方も、皆さんがそういうことを分かってくれました。だから、色々な部分が抜けていることもあるし、利害対立もあって難しく入れ込めなかった部分もありました。でも、それでも良いじゃないか、まずはここから始めようというものがあったという意味で、外から見れば先進的ではないかもしれないですが、それで十分ではないか。でも、それを動かすことでみんなが少しずつ「こうしていったら良いよね」という取っ掛かりになればと思ったわけです。従って、内容はつくり手次第ということ。先ほどお話ししたように、条例の内容は地域によってバラバラですから、例えば住民投票のような規定を入れるか入れないか、一番皆さんが議論になるところですけど、これについても議論をして、住民投票のプラス・マイナスまで考えて、規定する・規定しないを議論することが必要です。

名称をまちづくり基本条例とした場合には、先ほど挙げたとおり「地域の住民が地域の公共的課題を解決する営為、それ自体」を規定するのが、このまちづくり基本条例ということになると思います。そのときに、条例に上位・下位は無いと言いましたが、当然、同じレベルで他の条例の内容と齟齬を生じる可能性も有り得ます。それらは、後で改正が必要になります。ただし、逆に言うと改正が必要になるというのは、「齟齬が生じたから改正しなければならない」という側面と「まちづくり基本条例で決めたことだから、他の条例もその考え方を取り入れて改正しよう」という側面があります。どのようなまちづくり基本条例になるか、名前を含めて皆さんがここで議論していくことによって決まっていくことになります。従って、ここからは皆さんの議論にかかっていくことになると思います。

最後に、一番簡単なことなんですが、先程、金子副市長がおっしゃっていたように、行政の職員の方々はクールビズで軽い服装をしています。僕は、たまたまネクタイを締めている方が気楽なので、少し重い服装をしています。ただ、それは僕の主義であって他の人の主義ではありませんので、とにかく、ご自身にとって気軽に議論をしていただける、一番議論をしやすい服装で来ていただければと思います。

また、今後この場で順を追って色々なお話をさせていただきますが、僕にできることは何でも言っていたいただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。以上で僕の話は終わりにしたいと思います。

事務局：

馬場先生、ありがとうございました。

ここで、馬場先生にご質問がありましたらお願いいたします。

委員：

条例というのは、皆さんと一緒に何かをやっていくときの決まりをつくるということですが、仮に一つの例としてゴミを違う日に出すなど、条例に違反した場合の罰則規定というのは、他の市町村の条例ではどういう規定がされていますか。法律の場合は罰金等がありますが、条例の場合はどの程度の罰則が可能なのでしょうか。

馬場先生：

条例で罰則を設けることは可能です。2年以下の懲役や、罰金もかけることは可能です。ただし、ゴミのような問題は非常に難しく、捕捉できるかという問題があります。誰が捨てたか確認が取れるかということです。もう一つ問題になるのが他の法規の刑罰との関係で、あまりにその罰則が重いと均衡を欠くんですね。このように色々な問題があって、決められる部分と決められない部分があると思います。新潟市が制定している「ゴミのポイ捨て条例」では、違反者は1,000円の過料です。そういう形で規定することは可能ですが、そこに人を立てておかなければならないなど、捕捉する方がお金がかかるという問題もあります。とすると、規制をかけるよりも上手く制度をつくった方が良い場合もあります。

委員：

今、先生のお話の中で条例に優劣はないということでしたが、通常法律ですと例えば、こちらの法律には違反していないが別の法律には違反しているとか、どちらを優先するかということは往々にしてあるわけですが、条例の場合も色々な文言を決めますし、燕市でも現在条例はいくつもありますけれど、それらの関連や、あるいは条例で良いことを色々決めても否定とまでいかなくても微妙なところもあったりすると思うんですが、その場合の考え方は。

馬場先生：

今、ご質問があった内の後半部分が特に重要となると思うんですが、A条例に書いてあってB条例に書いてなければAを適用することになります、例えばパブリックコメントが良いことかどうかは分かりませんが、Aではパブリックコメントを行う、Bでは行わないと書いてあったらどうなるかということなんですが、ここは市の取り組みということになると思います。そのときに市がどう考えるか。まちづくり基本条例をつくって、条例をつくった以上は全市を挙げてやるべきだということであれば他の条例も改正するという方向に進むでしょうし、そうでなければ、やらないということになるだろうと思います。ただ、そのときにわざわざ条例をつくってもやらないじゃないかと言えるというメカニズムは、まちづくり基本条例をつくることによってできるわけです。市民の立場と行政の立場、あるいは市民の役割と行政の役割というものを規定しておくことができれば、そのときにパブリックコメントをやるべきだと言うことができるわけです。今までは、市長への手紙など、そういうものをどのように動かしていくのかといったことが必ずしも明示されていなかったかもしれません。こういうときに例えば、行政手続法のような考え方になるんですが、燕市ではやっておられるかもしれませんが、市長への手紙が届いたら必ず返答しなければいけないとか、そのようなことも全部規定しておくということになれば、市がやらないと判断した場合に、少なくとも市はどう考えてそれをやらないのか説明をしなければならなくなるんですね。制度をつくっておくと、やらないということの説明が必要になります。僕が例としてよく挙げるんですが、審議会の組織の話なんです。新発田市の条例でも、市の審議会のメンバーに公募市民を入れなければならないと規定しました。ただ僕は、全部の審議会に公募市民を入れるべきかと聞かれたら、そうではないと思っています。なぜかと言うと、専門性がとても高い審議会に一般市民が入って議論ができるかと言ったら無理ですよ。例えば、僕が専門家だと言っても、原発の審議会に入って発言できるかと言ったら、言えるわけではないんです。安全か安全でないかという議論を単に感覚だけで議論しても何の意味もないわけで、ある程度の知識や理

論を持っているから発言できるわけですよ。今までは、「この審議会は専門性が高いので市民を公募しません」と理由を説明して来なかったわけです。でも、今度は説明しなければならなくなるわけで、今までよりも行政内部の説明をしなければならないことが多くなるということになります。そういうところから少しずつ変わっていく、明示的にされたから行政もきちんと説明するというようになっていく。その意味で、最初は他の条例と優位はないがゆえに齟齬が生じることもないとは言えないんですが、その齟齬がいずれは変わっていくことが考えられるということです。

委員：

先程、条例の改正というお話がありましたが、例えば4年毎に見直すということですが、緊急に改正する必要が生じる場合もあると思います。例えば、悪徳商法などで条例を逆手に取ってそれを正当化されるような形になったときに、緊急事態ということで改正するというのも規定できるでしょうか。

馬場先生：

可能だと思いますが、何年経ったらやらなければならないという年限というのは割と分かりやすいと思うんですね。緊急だといった場合には、その条件を考えなければならないと思います。誰が判断して、どういう手続きで改正するかを考えて規定しなければならないと思います。それを決めておけば、緊急の場合の改正についても規定すること自体に問題はありませぬ。

委員：

燕市の新市建設計画や燕市の基本理念とか、あるいは教育立市を宣言しましたが、絵に描いた餅ではなくて、それをどうやって成功していくかという担保や、協働といったことがとても大事であると思います。このメンバーの中には、まち協の方が何人かいらっしゃいますけれど、それぞれが行政との関わりがかなり違ってきます。こういうものを、まちづくりや人づくりをするときに、何をどのようにして行っていくのかということが、条例化することによって前に進むだろうと受け止めているわけです。アドバイスをありがとうございます。

委員：

馬場先生から色々お話をお聞きしまして良く分かりましたが、これまでまちづくりを見ていると、バリアフリーということがありますけれど、実際に生活するにしてもなかなか住みづらいということがあるんですね。今までですと、共存というのが一般的で、共存から共生というように申しますが、ユニバーサルな条例をつくった方が良いのではないかなと思うんですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

馬場先生：

これについても、皆さんで考えていただければと思うんですね。僕も知らなかったことがいくつかあって、少しだけお話しさせていただくと、学習会の最初にノルウェーの話をしました。皆さんの中で覚えておられる方もいらっしゃると思いますが、ノルウェーは、福祉国家だと言われます。僕がノルウェーに行ったときに、制度がしっかりしていて、道がきれいで、バリアフリーが実現しているんだろうなと思っていました。ベルゲンというノルウェー第2の都市だったんですが、全然違うことが起こりました。道路は段差だらけで、酷いまちでした。そのときに、大きな乳母車を押しているお母さんがいて、バス停でバスを待っていました。そこにバスが到着しましたが、いわゆる低床バスではありません。どうやって乗るんだろうと思って見ていたんですが、扉が開いたところで中に乗っていた男の人が3人くらい降りて来て、その乳母車をバスに乗せちゃったんです。あれっと思っていると、そのままバスは発車してしまったんです。つまり、日常

としてそのようなやり方でカバーされているんです。そういうやり方であれば、まちのハードウェアをわざわざバリアフリーやユニバーサルデザインにしなくてもカバーできる部分もあるんだなど、僕のイメージでは、ハードウェアの整備に偏っていましたから、それによらないものもあるんだということを思い知ることになりました。それは、ベルゲンというまちだからできることで、燕市ができるかどうか、僕は分かりません。そうするとその部分は考えなければならないというのが1つです。

もう1つは、東京のあるまちで、行政の評価に携わったことがあります。そのときにこういう話があったんです。まちに花があるときれいですよね。プランターなどがあると良いですよね。ですが、プランターが置いてあると、目の不自由な方にとっては邪魔なんだそうです。僕は全然知らなくて、そういうものなんだと、不見識だったなと思ったんです。また、車いす用のスロープは、目の不自由な方から見ると逆に足を取られるから危ないということも分かりました。

そういう意味で、どういうまちをつくっていったら良いのか、ハードウェアの整備の面でも考えていかなければならない。そうすると、そのようなハードウェアの整備であろうがソフトウェアの整備であろうが、どうやってまちをつくっていくのかということを考えていく、若しくはそのまちづくりの過程を規定しておくことが重要なのではないかということなんです。

そのように、まちづくり基本条例で大枠をつくっておくことが必要なのではないかというのが、僕の考え方です。

## ■7. 会議の運営について

事務局：

ありがとうございました。先生のお話の中で議論しやすい服装というお話がありました。次回以降ワークショップという形で進めさせていただきます。つきましては、申し訳ございませんが職員も議論の場の雰囲気づくりということで、私服で参加させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、次の議題に移らせていただきます。議題7の会議の運営について事務局からご説明いたしますのでよろしくお願い致します。

事務局：

それでは、資料3に基づきましてご説明いたします。

### 1. まちづくり基本条例制定体制

最初に、まちづくり基本条例の検討体制についてご説明いたします。

まちづくり基本条例の制定体制図をご覧ください。

これまで開催してきました学習会でも馬場先生からお話がありましたが、条例の制定の仕方は3つあります。

1つ目が、市長が市議会に提案し、市議会が議決をする制定方法、

2つ目が、市議会の議員が提案し、市議会が議決をする制定方法、

3つ目が、住民が直接請求の形で条例を提案し、市議会が議決する制定方法です。

いずれにしても、条例を制定するときは、最後には必ず市議会が議決することになります。まちづくり基本条例の提案にはどの方法が一番見合っているかという部分は様々な議論がありますが、今回は、資料の図のとおり市長が市議会に提案し、市議会で議決をするという構図でスタートをしています。通常、条例制定のパターンとしては、これが一番多く、市議会の議員が提案をして市議会が議決をするというケースは稀です。

よって、市長が提案をするということは、最終的に条例案を決定するのは市長であり、その説明責任も市長にあるということであり、また、市議会が議決をするということは市民の代表者が

決めるということになります。

図のように、まちづくり基本条例市民検討会議は、市長から条例素案の策定依頼を受けまして、条例の素案を策定し、市長に提言を行います。

また、できるものであれば、ある程度皆さんから検討していただいた素案がまとまった時点で、何らかの方法でより多くの市民の皆さんに対して、この市民検討会議としての呼びかけや意見の投げかけがあったらありがたいと考えています。それが左側の「市民フォーラム、条例素案の意見を交換」と記載させていただきましたが、例えば、市民フォーラムで委員の皆さんから市民の皆さんへ発表していただく方法など、これは色々な形が想定されます。今後、議論していく中で皆さんのご意見を伺いながら検討していきたいと思っています。

また、まちづくり基本条例市民検討会議から市長へまちづくり基本条例に関する提言書の提出があった後、市役所の担当部署の代表者による「まちづくり基本条例庁内検討委員会」を設置し、市民検討会議が策定した条例素案をもとに条文をつくり、条例案を策定する予定です。

また、先ほどご説明した中で、この市民検討会議の委員の任期は、区切りでもあることから市長に条例素案を提言するまでとなっておりますが、皆さんと議論していく中で条例原案についても庁内検討委員会と市民検討会議の間で意見交換を行う必要が生じることも想定されます。それが右側の点線の矢印の部分です。必要に応じて市民検討会議の要綱を見直すなどし、市民検討会議としてどの部分までこの条例についてご協議していただけるのか、皆さんのご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。

また、市民検討会議による検討の状況により必要であれば、市民検討会議の皆さんから提言書が提出される前に庁内検討委員会を設置して、市民検討会議の皆さんと意見交換を行うことも考えられます。

続いて、必要となるのがパブリックコメントという手続きです。このパブリックコメント制度も、まちづくり基本条例の中に定めるべきか検討していくことになると思われませんが、まちづくり基本条例の原案ができた後、全ての市民の皆さんからご意見を頂く手法の一つとしてパブリックコメントを行います。パブリックコメントでは、市民の皆さんに原案や関係資料を公表し、これに対する意見を求め、頂いた意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方や意見の扱い方を公表する一連の手続きを行います。

その後、市議会に条例案を提案するという流れを予定しています。

問題は、市民検討会議の皆さんのご意見をどのような形で市長に提言するかということで、今まで「条例素案」という言い方をしてきました。では、市民検討会議の皆さんから市長に提言していただく「素案」とは何か、まちづくり基本条例庁内検討委員会が策定する「条例案」との違いは何か、ということ、整理させていただいたのが資料の図の下の部分です。

「素案」とは、市としては「(仮称)まちづくり基本条例に盛り込むべき項目とその内容について、箇条書き等にまとめたもの」と想定しております。なぜ「箇条書き等」なのかというと、条例というのは法律と同じで、用いても良い用語などのルールが決められています。いわゆる役所言葉のようなものです。ですから、箇条書き等という意味は、条例の素案を検討する段階では、まずは委員の皆さんの言葉で検討をしていただきたいということです。

## 2. まちづくり基本条例制定の目的と検討内容

では、具体的にどういった内容について検討していくのかということで、資料の2番目のまちづくり基本条例制定の目的と検討内容についてご説明します。

ここに挙げさせていただきました「まちづくり基本条例制定の目的」は、総合計画に位置付けられているもの、また全世帯に配布させていただきましたチラシ、市議会に報告したもの等をまとめたものです。

- 1 番目として協働の仕組みづくり、
- 2 番目として役割分担の明確化、

3 番目として市民の参画・協働の機会の確保、

これらの目的を達成する上で、今後皆さんに検討していただく 3 つの検討項目の案を挙げさせていただきます。あくまで事務局の案ということですが、

検討項目① 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」

～市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう～

検討項目② 「燕市のまちづくりの主体(担い手)とその役割と責務（責任や義務）」

～まちづくりの主人公は誰？～

検討項目③ 「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」

～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～

この 3 つの検討項目の中で、ぜひ議論していただきたいこととして、「市民と行政の協働のまちづくり」という言葉を使っていますが、「市民」とは何か、どこまでが「市民」なのかという議論は実はあまりされていないと思います。まちづくりや行政の意思決定に参画する人達は、どのような人達なのかということ、まちづくりの主体は誰かということは地方自治法に規定されていません。今後、私達が議論しなければならないのは、燕市でまちづくりに参加する人達はどのような人達なのか、また、その権利、役割、責務、それぞれの関係性、更には、そういった人達がまちづくりに参加するためのルールは何かといったことをしっかり議論していくことが必要であると思います。

また、「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」は、まちづくり基本条例の実効性を高めていく上で重要な部分になります。先進自治体の例では、住民投票制度、行政評価制度、パブリックコメント制度、審議会委員の公募制度など、様々なものが規定されています。先進自治体の事例は、必要の都度、皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

これらの 3 つの項目を基本的な検討項目とさせていただき、検討の中で他の項目が出てくれば、更に議論させていただきたいと思います。また、検討項目につきましては、あくまで馬場先生と協議させていただいた中で事務局の案ということであり、実際の議論の中で検討項目について見直しや、また必要な項目が出てくれば、新しい項目について話し合いを行わせていただきたいと思います。

また、全世帯に配布させていただきましたチラシの最後のページに、今後検討を行っていくうえで基本となる事項について 5 つの事項を掲げてあります。こちらにつきましても、十分に議論を行いながら検討を進めていきたいと考えています。

### 3. 検討体制

では、どのように検討を進めていくかということで、資料の 3 番目の検討体制についてご説明いたします。

市民検討会議は、グループ別会議と全体会議で構成します。

グループ別会議は、1 グループ 8 名ずつの 5 つのグループに分かれ、各グループで同じ項目、同じテーマについて検討、協議を進めます。各グループごと検討テーマを別々に受け持つという進め方はしないということです。基本的には、意見交換をして合意形成を図っていくというワークショップのスタイルで、検討項目ごとに委員の皆さんから意見を出し合ってもらい、グループで意見を集約します。最終的にグループとしての結論を導き出し、全体で発表するというのを、グループの役割にさせていただきたいと思います。

全体会議は、全グループの意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」としての条例素案を整理し、決定していくこととさせていただきたいと思います。

事務局は、会議の運営及び進行管理、各グループの発表内容や論点の整理、とりまとめなどを行います。

グループ分けにつきましては、次回の会議で行わせていただきたいと思います。また、グルー

ブに入ります職員委員の役割についてご説明します。職員委員については、職員として参加していますが、市民としても参加しているということです。基本的には、各グループの8名中3名が職員委員として加わります。それぞれ進行係や記録係など、事務的なことを行ってもらうほか、市民として、また職員として色々なことを言わせていただきたいと思います。事務的なことも行いながらということで難しいとは思いますが、職員の意見も導き出した中で話を進めていただきたいと思います。また、進め方で分からないところは事務局を呼んでいただきたいと思います。議論がストップすることのないように、私達事務局もお手伝いさせていただき、できるだけスムーズに、皆さんに負担のかからないよう、また楽しく議論ができるような会議にしていきたいと思えます。

#### 4. 検討の進め方とスケジュール

続きまして、資料の4番目の市民検討会議の検討の進め方とスケジュールについてご説明いたします。

検討項目についての検討の進め方ですが、1回目のグループ別会議で、ワークショップで対話しながら自由に意見を出していただきます。会議終了後、進捗状況に応じて、各グループの意見を事務局が整理して、次回の会議までに全グループの検討経過をまとめた資料をお届けします。

2回目のグループ別会議で、他のグループの意見も参考にしながらグループの皆さんの意見を整理し、グループとしての結論を箇条書き等にまとめていただきます。また、その内容をグループ別に発表していただきます。その発表していただいた内容を事務局が整理して次回の会議までに全グループの意見をまとめた資料をお届けします。

委員の皆さんのお手元に届いた資料を確認していただき、3回目の全体会議で、市民検討会議としての意見を整理し、結論を導き出していきます。1つの検討項目について3回の議論を1セットと考えています。この3回の議論を繰り返して、検討を進めていきます。

この検討の進め方につきましても、あくまで予定ということです。検討項目によっては、比較的早く結論が導き出されたり、また議論したけれど、とても時間が足りなかったりという場面があると思えます。そこは臨機応変に進めていくこととなりますが、基本的な考え方としてそのような進め方とさせていただきたいと思えます。

検討項目の議論につきましても、資料4に予定を掲載してあります。おおよそ10回の会議で検討項目の検討を行い、その後、素案、いわゆる提言書の体裁にまとめていくということを想定していますが、必要に応じ、ワークショップ及び全体会開催を追加することも想定しています。

検討に最低でも1年以上かかる見通しであることから、提言書の策定終了を平成22年度に予定しています。

また、最終的な第一次素案がまとまった段階で、何らかの方法で、市民の皆さんとの意見交換を行いたいと考えています。その意見を踏まえた上で最終的な素案をまとめ、市長に素案を提言書という形で返していただきます。

続きまして、具体的な会議の開催時間等についてのご提案になりますが、会議は月1回程度、休日に開催させていただきます。基本的には、他の行事等と重ならなければ、今回と同様、土曜日の午前の時間帯に設定させていただきたいと考えております。こちらにつきましても、この後皆さんからご意見をいただきたいと思います。

ここまでお話したことが、市民検討会議の検討の進め方につきましても市から提案させていただいた内容です。

今後、グループ別に自由に意見を出し合っていただくということになりますが、これは皆さんが今必要だと思っておられることを、市民の皆さんの平たい言葉でどんどん挙げていただければ、それを事務局であります私達が整理していく中で条例になっていくということになります。良いことやこうしたいということは、これをしてほしいと、嫌なことや迷惑なことは、これはしてほしくないという条例素案に盛り込んでいただければ良いということです。



ただし問題は、まちづくりには色々な主体があって、その関係も考慮して決めていかなければならないということがあります。例えば、市民としてはしてほしい、行政としては難しいということもあると思います。そういう議論を積み重ねていくことこそが、まちづくりであり、まちづくり基本条例につながるものであると思います。いずれにしても、この市民検討会議での議論を市長に説明する責任は私達にありますので、この場で議論していただいた内容を、責任を持って市長に説明させていただきたいと思います。

今日説明を聞いて一応納得はしましたが、また後日思われるところがあるといった方はご遠慮なくご意見をいただきたいと思います。

以上で、資料3に基づきました、会議の運営についてご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局：

それではこれから、質疑応答・意見交換をさせていただきたいと思います。これまでの説明の中でご質問がありましたらお願いいたします。

委員：

まちづくりの条例をつくろうということの論点と言うか、どういう仕組みでつくっていくのかということの認識を合わせておいた方が良いと思います。新市建設計画の中では、市民が主人公のまちづくりは良いことで、主体的にまちづくりに参加する、そのために「(仮称)まちづくり条例」を制定するということになっていますから、担当の方で検討してくださいということになると四方八方にいろいろな議論が出てくると思うんですが、その辺りは事務局として案はあるんでしょうか。こういう視点でというものがあつたら、聞かせていただいた方が議論しやすいのではないかと思うんですが。

事務局：

先程、基本となる検討項目につきまして、3つの検討項目の案を挙げさせていただき、ご説明させていただきました。資料3に掲載してありますが、これらの項目は、燕市総合計画の中で、こういう視点から条例を検討しようということで定められた3項目になります。従いまして事務局といたしましては、こちらの3項目につきましては必ず検討を行っていただきたいというものになります。ただし、皆さんの方でどうしてもこの条例をつくるにあたって、こういうことも検討してほしい、検討しなければならないという項目が出てきた段階で、また皆さんにお諮りしまして、必要に応じて検討を加えながら進めていきたいと考えております。

委員：

この3項目を主体として、頭の中に置いて考えていけばよろしいでしょうか。

事務局：

はい。そのようにお願いいたします。

委員：

資料3の4ページの表がありますが、項目が4段になっていますが、1段目の市民検討会議と2段目の庁内検討委員会が別々の流れとなっていて、また、それらが行う内容というものが、市民検討会議は提言書素案のまとめまでとなっていますし、その下の提言書に基づき条例案の策定というものを庁内検討委員会で行うとなっています。同じ資料の1ページ目で素案から条例案へと書いてありますが、素案の方だけを市民検討会議で検討するという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

実は、こちらの市民検討会議で条例をある程度の形までつくっていただけるものであれば、この庁内検討委員会のする仕事というのはありません。ただ、条文化するにあたって、色々なルールや制約がありますので、そこまでこの市民検討会議の皆さんにお願いするとすると検討期間が2年以上かかってしまうことも想定されます。市民検討会議の皆さんになるべく負担にならないよう、条文化するためのルールとの整合性を図るということは庁内検討委員会、いわゆる市の職員が行わせていただくというご提案です。ただし、先ほどご説明させていただきましたが、庁内検討委員会、いわゆる市職員が条例案をつくった段階で、自分達がつくってほしかった条例と内容が違うんじゃないかということも想定されますので、それにつきましては庁内検討委員会がつくった条例案を再度、市民検討会議の皆さんと何度か意見交換をさせていただく場の設置についても想定しています。ただ、一応の区切りということで提言書の提出までをこの会議の皆さんの任期とさせていただいておりますので、その任期をそこまで延長させていただいても良いかということも、今後会議の中でお諮りしながら進めさせていただきと思いますのでよろしくお願います。

委員：

ということは、その段階を見ないとはっきりと、どの辺りで庁内検討委員会に渡せるのかといったことは分からないのでしょうか。

事務局：

基本的には、素案をいただいた段階で、市の方で素案をもとに条文化したらどういう文章になりますよねといったことを検討させていただきたいと思っておりますが、ただ、これも皆さんのご意見で、この部分についてはもう固まったんだから、この部分が条文化されたらどういう表現になるのか示してほしいということであれば、市民検討会議の皆さんが検討していただいている途中でも、市職員の庁内検討委員会を立ち上げて、検討が終了したところから条文化するということも考えられますので、こちらにつきましても皆さんのご意見をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願います。

委員：

一つのまちづくり基本条例の大きなキーワードになっている協働という言葉についてです。これは、既存の自治会であるとか、防犯組合であるとか、まちづくり協議会であるとか、それから新聞にも出ておりましたが地域自治区ですとか、それらとの整合性、関連性はどういう位置付けになるのか。協働ということは非常に大きな問題であると思っております。少し話が飛躍しましたが、その整合性という部分でご説明いただけますか。これは後で大事な議論になると思っておりますし、キーポイントだと思いますのでこの辺りについてお願います。

事務局：

他市の条例では、まちづくり協議会や地域自治区ということを決めているところも確かにあります。コミュニティに対しての市の支援であるとか、そういう形のものもあります。今後、皆さんと検討していく中で、それぞれの役割ですとか、そういうものをこれから議論していただくことになるかと考えております。

委員：

先日、私どもの自治会で総会を行いまして、40人参加したんですが、本日配られた全世帯に配布したチラシについて、このチラシをご覧になりましたかとお聞きしたんです。どなたも読んでおられないわけです。それから、これは非常に曖昧と言うか、私は周知徹底が不足していると思

います。周知徹底を図るには、この内容では足りないと思います。

事務局：

昨年度開催して参りました学習会の時点で、自治会の皆さん、まちづくり協議会の皆さん、あるいは色々な団体の皆さんに学習会にご参加いただきたいということでご案内を差し上げました。また、協働のまちづくりかわら版をつくったり、チラシを全世帯に配布したり、そういった形でPRを行ってきました。特に、自治会やまちづくり協議会の皆さんには、地域の公共的な課題を解決するため活動していただいているという中で、是非ご参加くださいということをお願いをしてきましたが、今おっしゃられたように周知が足りないということがあったかもしれません。この周知につきましても、これから市民の皆さんにPRですとか、市民フォーラムの開催も予定しておりますので、皆さんからもご意見を頂戴しながら進めて参りたいと思っております。

委員：

合併後、行政区名が自治会に変わりましたが、そのときに市長がおっしゃられたんですが、自治という漢字二文字でございますが、その中に含んでいる意味というものは非常に大きいものがあるんだと。やはり、これからは自己責任と言いますか、自助努力と言いますか、そういう時代が到来したなど私個人は感じました。そこで、このような条例やまちづくり協議会というものが必要になったんだと思います。また、その一環として、財政再建と行政改革が重要だと思います。私の所見として述べさせていただきました。回答は結構です。

事務局：

ありがとうございました。

## ■8 その他

事務局：

それでは、その他ということで事務局からご提案がございますのでお願いしたいと思っております。

### 1. 会議の公開及び議事録の作成等について

事務局：

この会議の公開及び議事録の作成等についてご提案がございます。会議の公開という制度も、まちづくり基本条例の中に定めるべきか検討していくことになると思われませんが、委員の皆さんのご了承をいただければ、今回のまちづくり基本条例市民検討会議の検討内容を広く皆さんに知っていただく必要があることから、この会議は公開とさせていただき、議事録についても作成したいと考えております。なお、議事録につきましては、委員の皆さんに自由にご意見をいただく必要があることから、発言者の名前を記載せずに作成することとし、ホームページなどで公開することを考えております。

このことにつきまして、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

(異議なし)

事務局：

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思っております。

### 2. 次回の開催日程について

事務局：

次回の開催日程につきまして、あらかじめ事務局の案をお示しさせていただきました。

資料3の最後のページになります。次回の開催日ですが、1月後の7月4日(土)、午前10時からこの会場で開催を予定しております。また、3回目の開催日につきましては、更に1月後の8月1日(土)、午前10時からこの会場で開催を予定しております。

今回は、事務局からご提案させていただきましたが、今後の会議の開催日時の決め方につきましても、皆さんからご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：

これを見ますと、ずっと土曜日が重なっておりまして、土曜日は比較的行事が重なるものから、1回おきくらいに平日の夜の開催というものを考えてみては。

事務局：

昨年度開催いたしました学習会でアンケートをいただいた中でも、休日の開催というご回答が多く、また平日の夜の開催という回答も若干ございました。その結果から、土曜日の開催ということでご提案させていただきました。ご意見のように、平日の夜という案もございましてはいかがでしょうか。

委員：

個人個人の日程を聞いているとキリがないのですが、提案としまして、もっと先のスケジュールまで出させていただきたいと思います。この案を見ますと、おおよそ月の初めの土曜日に設定されているようですが、この形で開催していくのであればこの形で示させていただきたいと思います。できるだけ早いうちにお聞かせいただければと思います。

委員：

できれば事前に2ヶ月先の開催日程まではっきりしていると出席しやすいですので、お願いします。

委員：

7月4日ですが、まちづくりコーディネーター養成講座が丸一日予定されています。こういう行事が入っているのになぜ同じ日にぶつけるのかということで、どちらが先だったかは分かりませんが、同じ市で行事日程が入っているわけですから、できれば、それを避けていただきたかったなと思います。

事務局：

7月の開催につきまして、事務局でも色々と協議させていただいたわけですが、祭りなど色々と行事等が重なっておりまして、この日に設定させていただいたものです。委員の皆様からはできるだけご参加いただきたいという思いはありますが、予定が重なっている方もいらっしゃると思いますので、事務局としてもなるべく他の行事と重ならないように考えておりますが、連絡不行き届きで他課の事業とぶつかっていたということで申し訳ありませんでした。なかなか皆さん全員が都合の良い日という設定が難しいものですから、できましたら7月につきましては4日とさせていただきますと思います。また、平日の夜というご意見もございましたが、土曜日の午前中の開催につきましてご了解いただけるようであれば、今後の開催スケジュールにつきましてもお示して、今後進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局：

ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

### 3. 次回の開催内容について

事務局：

次回の会議の内容についてご説明いたします。

次回の会議では、条例の内容を皆さんから具体的に知っていただくという趣旨から、まちづくり基本条例の先進地事例などを馬場先生からご紹介していただきたいと考えております。

その後、グループ分けを行い、皆さんから実際にワークショップを体験していただくと考えております。つきましては、大変お忙しい中恐縮ですが、宿題という形で、次回までにまちづくり基本条例に期待すること、こんな条例にしたい」ということを考えてきていただきたいと思います。宿題の作成要領を資料としてお配りしてありますが、次回都合によりご出席できない場合につきましては、事前に事務局にファクスでもメールでも何でも結構ですのでご提出いただきたいと思います。

### ■8 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間をだいぶ過ぎてしましましたが、本日の会議を閉会いたします。

なお、本日皆さんにお配りいたしました、ふりかえりシートのご記入をお願いしたいと思います。ふりかえりシートは、記入の終わられた方からお帰りの際、受付のテーブルにご提出くださるようお願いいたします。また、後日ご提出いただいても結構です。

また、次回の会議のご案内とともに、会議資料や本日の会議録をお届けしたいと思います。

今後、事務局では、委員の皆さんから楽しみながら議論していただく方法など、議論を進めやすい環境づくりや仕組みづくりといったことを心がけていきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、ありがとうございました。